

第9章 水道等給水施設に関する基準

1 水道施設に関する法規定

法第33条第1項

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

2 給配水施設の計画

開発区域内における給配水施設の規模ならびに配置の設定は、当該開発区域の規模、地形および予定建築物の用途により定めなければならない。なお、住宅市街地の開発にあたっては、開発区域の規模、予定建築物等の配置計画に基づいて設定することとなる計画戸数、人口ならびに人口密度により定めなければならない。

3 給配水施設の設計基準と適合の判断

- (1) 法第33条第1項第4号の基準は、水道法および同法施行規則に定めるもののほか、下記に準拠することとし、その優先順位は(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の順とする。
- (ア) 長浜水道企業団給水装置工事施行要領
 - (イ) 給水装置工事技術指針（財団法人給水工事技術振興財団発行）
 - (ウ) 水道施設設計指針（日本水道協会発刊）
 - (エ) 建築基準法および同法施行規則
- (2) 給配水施設は、(1)の基準に適合し、かつ水道事業者と協議が整っている（協議書の交付）ことをもって、基準を満たしているものとする。
- (3) 専用水道を布設する場合は、水道法および関係法令等の基準に適合し、かつ専用水道担当課と協議が整っている（確認通知の交付）ことをもって、基準を満たしているものとする。

4 給配水施設の設計における留意点

給配水施設の設計は、次の事項を勘案して、当該開発区域および周辺地域に対して、想定される給水需要に支障をきたさないよう下記のことを留意すること。

- (1) 開発区域の規模、形状、周辺状況（需要総量、管配置、引込み点、給配水施設等）
- (2) 開発区域の地形、地盤の性質（給配水施設の位置、配管材料、構造等）
- (3) 予定建築物の用途（需要量）
- (4) 予定建築物の敷地の規模および配置（需要量、配管方法）

なお、住宅開発で受水槽を必要とする場合は次の基準によること。

計画使用水量は、直結式給水の場合は、同時使用水量から求め、受水槽式の場合は、一日当たりの使用水量から求めること。

なお、計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途および水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。

また、水道メータ設置場所は、官民境界から1.0m以内の検針およびメータ取替に支障のない場所に設置すること。

- (5) 給水管の道路占用について、占用する道路が、私道であれば権利者の土地使用承諾書を、市道等の公共道

路であれば事前に道路管理者と協議をし、道路管理者の了承を得、その協議内容について、長浜水道企業団に提出または報告すること。

- (6) 給水装置工事は、長浜水道企業団指定給水装置工事事業者に施工させること。また、水道メーター設置場所は、官民境界から1.0m以内の検針およびメーター取替に支障のない場所に設置すること。
- (7) 給配水に必要な費用等は、すべて開発事業者の負担とすること。
- (8) 給水装置工事の申込から工事承認までには相応の時間を要するため、早期に長浜水道企業団と協議・調整をし、工事着手まで十分な時間的余裕を持つこと。特に、国道、県道および河川を占用する場合には、許可までに1ヶ月程度の期間を要するため、留意すること。
- (9) 住宅開発で宅地分譲の場合は次の基準によること。

(ア)一般専用住宅予定の宅地への給水管は口径20mmとする。

5 給配水施設の維持管理

- (1) 給配水施設の内、配水管から水道メーターまでの施設の維持管理については長浜水道企業団が行い、水道メーターから末端給水器具までの施設および水道メータボックスの維持管理については設置者が行うこととする。
ただし、直圧給水を行う共同住宅等で1本の給水管に複数の水道メーターが設置される場合には、敷地境界の民地の内に設置した第1止水栓まで（弁栓ボックスを除く。）の施設の維持管理については長浜水道企業団が行い、当該第1止水栓から末端給水器具までの施設の維持管理については設置者が行うこととする。
- (2) 水道メーターについては、検針ならびに交換の作業が円滑に行えるよう配慮し、その後の保守管理についても留意して設置すること。（水道メーターおよび（1）ただし書きの第1止水栓は、敷地境界から1m以内の位置に設置すること。）
- (3) 受水槽を設置する場合は、水道法に規定する簡易専用水道等としての制限を受け、設置届等の手続が必要となるため、簡易専用水道等担当課と事前に協議すること。
- (4) 受水槽並びにすべての水道施設の維持管理については、緊急時に連絡の取れる長浜水道企業団指定給水装置工事事業者を選定すること。

6 その他

- (1) 給配水施設工事申込の際には、長浜水道企業団水道条例に定められた加入金および手数料を納付のこと。
- (2) 給配水施設工事申込の際には、開発事業事前協議事項確認書（協議書）の写しを添付すること。
- (3) 給配水施設工事申込の際に、長浜水道企業団がその他提出を求める書類等がある場合、協力すること。
- (4) 分譲宅地における給水装置所有者については、分譲後必ず確認の上、所有者変更届を提出のこと。